

⑨ [戸田氏鉄知行宛行状]  
寛永 9 (1632) 年 8 月 朔日

摂津国尼崎（現兵庫県）城主戸田氏鉄（1576～1655年）が若林三太夫に150石を与えた文書です。氏鉄は徳川家康の家臣で、尼崎を経て寛永12（1635）年美濃国大垣（現岐阜県）10万石を与えられています。三太夫の父又左衛門は、慶長年間に多賀谷家を去り、戸田家に仕官しました。三太夫は承応2（1653）年大垣を退去し、寛文年間（1661～1673）に松平大和守家に仕えたとみられます。

【史料⑨】「戸田氏鉄知行宛行状」（寛永九年）

〔釈文〕

出置知行之事

合百五拾石者

右永代可レ令

如レ件

寛永九年 申 壬

八月朔日 氏鉄（黒印）

右永代可令  
不勞也

右件

若林三太夫とのへ

〔読み下し文〕

知行出し置くの事  
合せて百五拾石は  
右、永代所務せしむべきものなり  
仍つて件のごとし

寛永九年

申 壬

八月朔日 氏鉄（黒印）

若林三太夫

若林三太夫とのへ

寛永九年 申 壬

右件